平成２１年（フ）第１１４５号
北九州市小倉南区徳力２丁目15番20号
債務者　山内　秀信
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１６５号
北九州市八幡西区浅川台３丁目11番９号
債務者　加治　京子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５６７号
青森市佃１丁目３番６号　ハイツドルフィンＢ―202
債務者　福田　数行
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
和歌山県有田市宮崎町2221番地の４
債務者　中尾　明美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０８号
和歌山県紀の川市江川中112番地
債務者　坂上　和也
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６２号
青森市大字新城字山田222番地682
債務者　堤　　京子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
神奈川県横須賀市湘南鷹取４丁目６番２―５号
債務者　吉川　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７０号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋244番地６
債務者　佐々木敏男
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０４号
広島県福山市柳津町725番地、前住所広島県福山市柳津町2253番地
債務者　迫田　直章
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６０号
山口市白石３丁目11番23号　中野茂方
債務者　清水　典子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
山口市吉敷赤田１丁目５番13号
債務者　倉永　雅央
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
山口県防府市沖今宿２丁目23番１号　雇用促進住宅１―204、住民票上の住所山口県防府市大字上右田245番地
債務者　柳　　育人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
山口市大内長野1445番地２
債務者　岡　　澄夫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７００号
熊本市出水６丁目33番２号
債務者　中嶋　久美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８１６号
熊本市大江１丁目25番31号　キャッスルマンション506
債務者　四宮　利克
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３５号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6523番地116
債務者　井手　孝廣
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９４４号
熊本県上天草市大矢野町中9741番地
債務者　杉　　竹虎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９５４号
熊本市国府３丁目21番８号
債務者　岡田千奈美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部